

平成29年12月5日(火曜日)午前10時0分開議

○議長(北 良晃君) 16番三橋君。

(16番 三橋和史君 登壇)

○16番(三橋和史君) 日本維新の会の三橋でございます。

本年も師走に入り、年の瀬を迎えようとしております。明年平成30年は、明治維新から数えて150年目の年に当たります。長年にわたり腰に差し続けてきた刀を置き、法によって社会を治める時代に入りました。私が国は、アジアで初めて近代法の整備を果たし、それ以降も先人たちの不断的努力により、法の支配の理念に基づく政治が行われるようになりました。

私は、ことし7月に市民の皆さんから議員としての負託をいただきましてから、現在の奈良市政が、法の支配や近代立憲主義のそれに対する根本的な理解や行政法の基礎に関する認識に乏しい状態で運営されているのではないかと、すこぶる疑問に思う点が幾つもございますので、それを踏まえて質問をいたします。

第1に、市政運営のあり方に関する市長の認識をお尋ねします。

我が国における現在の政治体制の基本原理は、先述のように、専断的な国家権力の支配を排斥して権力を法で拘束することによって、国民の権利及び自由を擁護することを目的とするいわゆる法の支配に求められます。言うまでもなく、選挙で選ばれた政治家といえども好き勝手に権力を行使することはできず、法に基づいて施策を実行していくべきことが求められます。

クリーンセンターに係る問題や新斎苑整備事業に係る問題などを含む奈良市の重要施策においても例外ではありません。選挙に勝ち、有権者に選ばれたからといって法を破ってよいということにはなりません。この点は市長も御理解いただけているものと思いますが、いま一度、日本維新の会を代表して、これについての認識を新たにさせていただくよう強く求めるものであります。

これを踏まえまして、民主制の目的についてどのような認識をお持ちであるのかお尋ねします。国民や市民の声を政治に反映させるというような民主制そのものについての説明ではなく、民主制の目的とするところは法の支配の内容とどのように関連するのかという点についての市長の認識をお答えください。

第1問目、壇上からの質問といたします。

○議長(北 良晃君) 市長。

(市長 仲川元庸君 登壇)

○市長(仲川元庸君) おはようございます。

ただいまの三橋議員からの御質問にお答え申し上げます。

民主制と法の支配の関係についてということでございますが、我々行政をつかさどる者としたしましては、当然のことながら、法の支配の原理のもとでさまざまな行政運営を行っていくことが大前提でございます。当然、そのもととなりますのは憲法であり、また行政法であり、それぞれの分野ごとに定められている法を遵守しながら、その範囲の中において、市民にとってより望ましい施策を運営していくということが求められていると考えております。

今、議員御指摘いただきましたように、我が国は、民主主義を旨としてさまざまな国や地方の

政策や政治運営を行っているわけでございますので、これを行政としても当然遵守しながら取り組んでいかなければならないものであると考えております。

以上でございます。

○議長（北 良晃君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 私が質問したのは、民主制の目的とするところが法の支配の内容とどのように関係するのかという点についての認識を伺っているんです。市長のお答えでしたら、法の支配の原理に基づいて市政運営を担っていかなければいけないと、そのような説明であったかと思うんですけれども、それは、私は先ほど当然のこととして指摘をした内容でありますけれども、もう一度お尋ねをいたします。

質問がちょっと難しいようなんですけれども、ちょっと言いかえますけれども、民主制の目的とするところが法の支配の内容とどのように関連するのかという質問でございましたけれども、言いかえますと、民主主義と自由主義とはどのような関係にあるのかということについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（北 良晃君） 市長。

○市長（仲川元庸君） かなり専門的な御質問をいただいているのかと思いますが、あくまでも権力の主体が住民にあるということが民主主義だと思いますので、その民主主義の制度のもとで我々は行政実務を行っていくということかと思えます。

○議長（北 良晃君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 市長は専門的な質問というふうにおっしゃるんですけれども、公権力の行使にかかわる一自治体の市長でありますので、自由主義とは何か、民主主義とは何かと、こういう原理に基づいてこの国は成り立っている、そういったところを念頭に入れながら、日々、市政運営に当たっていただきたいと、私から要望をしておきます。

それでは、法の支配とは直接的に関係がありませんけれども、近代立憲主義の主要な要素でもあります権力分立の原理の目的について、どのような認識をお持ちでしょうか。

○議長（北 良晃君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 三権分立に代表されますように、それぞれの機関が独立性を保ち、お互いに抑制を働かせるということが基本の考え方かと思えます。

○議長（北 良晃君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 市長お述べのように、権力分立については、国家作用のうち、立法権、また行政権及び司法権を区別して異なる機関に担当させ、それを分離して抑制と均衡を図るといいう三権分立のほかにも、地方自治においても具現化されているというふうに考えておりますけれども、市長はそのような認識をお持ちでしょうか。

○議長（北 良晃君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 御指摘のように、当然のことながら、地方においても同様の考え方だと存じております。

○議長（北 良晃君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 地方自治の中でもそういった権力分立の原理が働いているということは、私もそのように思っておりますけれども、私が申し上げたいのは、地方自治制度というものが、それ自体の制度が権力分立の原理のあらわれだということ認識されているかということをお伺いしたい。これは、つまり日本国憲法第92条に書かれている地方自治の本旨、これについ

ては、中央の議会制を補完する住民自治と、中央に対する抑制と均衡を図る団体自治の2つの重要な内容から構成されることは御存じであると思っておりますけれども、住民自治は民主主義の観点に関係する概念でありますけれども、団体自治は権力分立の観点から機能していると。

つまり、地方自治制度自体が中央に対する抑制になっている、これが権力分立のあらわれである、そういう認識を市長はお持ちであるかどうか、まずお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（北 良晃君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 議員おっしゃるとおりだと存じております。

○議長（北 良晃君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） ありがとうございます。

そうしましたら、先ほど申し上げました民主制や権力分立の原理などについては、終局的には、法の支配の一要素でもある個人の人権の尊重や、適正な手続の保障などといった内容を体現することを重要な目的としているところでございます。これに関する理解を政治家や行政職員でしたら、当然にお座りの方はお持ちだというふうに思いますが、つまりこの民主制や権力分立の原則が揺らげば——先ほど市長は重要だと、これに基づいて市政運営を行っていかねばいけないというふうにおっしゃいましたけれども、この民主制や権力分立の原則が揺らげば、法の支配の実践そのものについて重大な疑義が生じる、そういうことを思うわけであります。法に基づかない専断的な権力行使、これにつながり、国民の権利、自由が侵害され、そういう可能性が起り得るということは、基本的な事項としてまずは御理解をいただきたいと思っております。

先ほど市長おっしゃったように、地方自治の内部的にも、市長とは別に、例えば政治的中立性の要求される分野には独立行政委員会が置かれておまして、権力分立の考え方を法制度上も地方自治の内部的にも具現化されているところであります。例えば、どのようなものがあるというふうに市長はお考えでしょうか。

○議長（北 良晃君） 市長。

○市長（仲川元庸君） どのようなものがあるか、さまざまあるかと思っておりますけれども、例えば独立した地位や権限を有している委員会等が考えられるかなというふうに思います。

○議長（北 良晃君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 私、独立行政委員会があるということを申し上げましたので、具体的にどのような委員会がこれに当たるというふうに市長はお考えですか。

○議長（北 良晃君） 市長。

○市長（仲川元庸君） さまざまございますが、農業委員会であったり公安委員会であったり、市にあるもの、県にあるもの、それぞれいろいろかと思っておりますけれども、かなり数はあるかなというふうに思っておりますけれども。

○議長（北 良晃君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 具体的な委員会名を出していただきましたので、以上を踏まえまして、独立行政委員会であります——奈良市にもございますけれども——奈良市選挙管理委員会並びに市長及び副市長の関係について、市長にお尋ねいたします。

市長または副市長が、選挙管理委員会や委員の権限について委員に直接的に指示を出すようなことは、現在の法体系から見て認められていますでしょうか。

○議長（北 良晃君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 基本的には、我々は直接意見をするという立場にはないと存じております。

- 議長（北 良晃君） 三橋君。
- 16番（三橋和史君） ここは正確に答弁いただきたいんですけども、基本的にはそういう立場にはないというふうにおっしゃったんですけども、例外があるということですか。基本的にはというふうにおっしゃったので。
- 議長（北 良晃君） 市長。
- 市長（仲川元庸君） 制度としては当然独立をしているものでございますけれども、一方で、例えば職員の配置等に関しては、任命権者であります私が、人員の手配などについては選管とも調整をしながら手配、差配をしていく必要もございますので、全く相互に無関係、相互交流なしというようなことでは、独立した行政委員会としての実務も賄われないというふうに考えております。
- 議長（北 良晃君） 三橋君。
- 16番（三橋和史君） 私が申し上げているのは、選挙管理委員会委員の権限について、委員に直接的に市長や副市長が指示を出すようなことは認められているのかという質問でございます。そもそも人員の配置等は市長の権限としてあるわけですね。そうではなくて、委員会、選挙管理委員会に関する権限、もしくは委員に関する権限、これについて市長や副市長が直接的に指示を出すようなことが現在の法体系から認められているのかという質問でございます。
- 議長（北 良晃君） 市長。
- 市長（仲川元庸君） 委員が固有に有する権限については、我々が意見を申し上げる制度にはなっていないと考えております。
- 議長（北 良晃君） 三橋君。
- 16番（三橋和史君） そういう制度にはなっていないということで、選挙管理委員会委員の固有の権限については、直接的に市長、副市長が指示を出されることが認められていないということによろしいんですね。
- 議長（北 良晃君） 市長。
- 市長（仲川元庸君） あくまでもみずからの判断と責任において事務を執行されるということが原則でございますので、おっしゃっているとおりかと思えます。
- 議長（北 良晃君） 三橋君。
- 16番（三橋和史君） それでは、質問を変えます。市長または副市長が選挙管理委員会や委員の権限について委員に直接的に指示を出されること、または指示を出されたことはありますか。
- 議長（北 良晃君） 市長。
- 市長（仲川元庸君） 基本的には、それはないというふうに考えております。
- 議長（北 良晃君） 三橋君。
- 16番（三橋和史君） 本年11月2日に開かれました本市議会総務委員会において、私は7月に行われました市長選挙の公正性の担保について質問をいたしました。選挙管理委員長としての立場で出席された選挙管理委員でもあります職務代理者に対して、選挙管理委員会の権限に関する質問を行った際に、答弁に窮した委員長職務代理者に対して、隣席の副市長が答弁について指示をしていた疑義が生じ、私もその場でそれは問題であると、そういう旨を指摘いたしました。
- 副市長が市長選挙の問題について選挙管理委員に指示をしていた事実、これは先ほども確認しましたとおり、政治的中立性が極めて高度に要求される公職選挙の管理を、独立行政委員会たる選挙管理委員会の権限とする現在の法体系から著しく逸脱する行為であります。重大な問題であ

ると、私と我が会派は考えております。

しかも、今回の場合は、当事者は市長自身である市長選挙に関する事項についての審議に際しての副市長の介入であります。当初から開票作業に疑義が生じていると、そういうふうな世間から指摘されてきた選挙でありますけれども、公正性に対する信頼は、副市長が選挙管理委員にその権限について指示し得る、介入し得る立場にあるものと本市議会の議場の場で示された行為によって、もはや崩壊したと言わざるを得ません。

この点について詳しくお聞きいたしますが、向井副市長、当時、総務委員会の議場の場において、答弁者である選挙管理委員長職務代理者に対して、一体どのような内容の指示をされていたのかお伺いいたします。

○議長（北 良晃君） 向井副市長。

○副市長（向井政彦君） ただいまの御質問でございます。自席から答弁を申し上げます。

先月の総務委員会での件でございますが、議員御指摘のように選挙管理委員会の委員長職務代理者が出席をされておられました。職務代理者は議会での、本会議ももちろんですが、委員会等での答弁の経験も全くない方でございます。その中で、暫時休憩が入るなど、当初想定されていなかった質疑、当初想定されていた質疑とは違う質疑状況となり、私の横に座っておられまして少し戸惑っておられたということでございましたので、答弁方法などについて助言をさせていただいたということでございます。

○議長（北 良晃君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 選挙管理委員自身は、重大な職責を担う立場の方であります。議会答弁もその職務のうちの一つであります。それを経験が浅いとか全くないとか、そういったことを理由にして副市長が選挙管理委員の議会答弁に口を挟む、耳打ちをする、あるいは指示をする、介入するということは、これは断じて認められないというふうに思います。

副市長は、今、助言というふうにおっしゃいましたけれども、私は助言の範囲にとどまっていたものではないというふうに思いますよ。それに、当初想定していた質問とは違うものというふうに副市長はおっしゃったんですけれども、なぜ当初想定していた質問かどうかを副市長が御存じなんですか。

○議長（北 良晃君） 向井副市長。

○副市長（向井政彦君） 先ほども申しましたように、職務代理者は私の横に座っておられました。そして、委員からの御質問に非常に戸惑っておられました。どこを質問されているのか、その辺が戸惑っておられたと、私は横で感じました。それで、今質問されている内容はこうですので、暫時休憩が入りましたけれども、それに続いて答弁させていただいていいんですよということなどを申し上げました。

○議長（北 良晃君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 今おっしゃったんですけれども、そういった議会答弁の作法といいますか、そういったものを助言されたというようなことをおっしゃったんですけれども、それで間違いないですか。

○議長（北 良晃君） 向井副市長。

○副市長（向井政彦君） 少なくとも選挙管理委員会としての決定事項というんですか、答弁内容等について、こちらから何らかの指示をしたということではございません。

○議長（北 良晃君） 三橋君。

○16番(三橋和史君) 確かに選挙管理委員の方が議会答弁されるということはなかなかないわけであります。経験も浅い、ないということも間々あり得るかと思えますけれども、だからといって選挙管理委員の、あるいは選挙管理委員会の権限に対する内容について、市長あるいは副市長がそれを指示する、あるいは介入するというようなことはあってはならないということは共通の認識であるというふうに捉えてよろしいのでしょうか。副市長、どうですか。

○議長(北 良晃君) 向井副市長。

○副市長(向井政彦君) おっしゃるとおりだと思います。決定事項なりその内容について、直接指示なりをするということはありませんことだと思います。

○議長(北 良晃君) 三橋君。

○16番(三橋和史君) あくまで議会答弁の仕方とか、そういった形式的なところについての助言をされていたということですね。

○議長(北 良晃君) 向井副市長。

○副市長(向井政彦君) そのとおりでございます。

○議長(北 良晃君) 三橋君。

○16番(三橋和史君) 私どもは、専門機関に依頼をいたしまして、さきの総務委員会の議場における音声データの解析を進めました。そうしましたら、副市長は驚くべき内容のことを選挙管理委員会委員長としての答弁者に耳打ちをされていたことが判明いたしました。

副市長は、次のように選挙管理委員会委員長職務代理者に耳打ちをされていました。どのような場合に投票箱を開いて確認し直すのかという私の質問に対して、選管としてもそういう判断であって、それでも裁判所が要請してきた場合に確認するために保存しているのではありませんからというような内容、あるいはまた選管としては問題ないという判断をしたわけだから、裁判所がそれでもという場合に開披すべきだと思っておりますというような内容を耳打ちされています。

選挙管理委員会委員長の職務代理者は、ほぼ副市長が耳打ちをされたとおりの答弁をしておりました。これは指示じゃないんですか。副市長が選管に指示しているんじゃないですか。さっきの答弁と違いますよ、どうですか。

○議長(北 良晃君) 向井副市長。

○副市長(向井政彦君) 先ほども申し上げましたが、当初、答弁調整なりで想定されていた質疑の順番なりが違っていたということで大変戸惑っておられました。そこで、横に座っておられましたので、持っておられる答弁書のこの部分を今質問されているんですよということを申し上げた、その内容のことでございます。

○議長(北 良晃君) 三橋君。

○16番(三橋和史君) いや、そうではないですよ。選管としてもそういう判断であって、それでも裁判所が要請してきた場合に確認するために保存しているものでありますからというような言いなさいというような内容、選管としては問題ないという判断をしたわけだから、裁判所がそれでもという場合に開披すべきだと思っております、これはどう考えても内容に関する、委員の権限に関する介入じゃないですか。先ほど副市長はおっしゃいましたよね、議会答弁の作法とかそういったことにとどまるあくまで形式的なものだと。そのとおりでございますというように答弁をおっしゃいましたけれども、これは明らかに指示じゃないですか。副市長が選管に指示しているのではないですか、どうですか。

○議長(北 良晃君) 向井副市長。

○副市長（向井政彦君） 内容そのものを指示したというものではございません。そういう答弁を予定されておりましたが、先ほども言いましたように、順番が違ったり暫時休憩が入ったりしたことで、どの部分であるかというのを戸惑っておられましたので、その部分を今質問されておられますよということで、そこを助言して、そのとおり選管の決定事項として答えられたということでございます。

○議長（北 良晃君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） そういった、そもそも議会答弁のやり方とかそういうものを補佐する地位の役職として、選挙管理委員会事務局長が横に控えておられました。地方自治法でも——書記長というんですけれども——そういった立場に選挙管理委員会事務局長を充てるというふうになっている。なぜ副市長がそんなことをするんですか、これはおかしいじゃないですか。

○議長（北 良晃君） 向井副市長。

○副市長（向井政彦君） 何度も申し上げますが、ちょうど私の隣に座っておられましたので、戸惑っておられましたので、それを助言したということでございます。

○議長（北 良晃君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 隣に座っていたら、選挙管理委員会の委員に対してそういったものを指示する、あるいは助言をする、そういったことが認められるんですか。そうではありませんよね。市長も先ほど答弁されましたけれども、そういったことは、市長、副市長には基本的にというか認められていない。そういったことを先ほど答弁でおっしゃいました。

しかしながら、副市長が11月2日の総務委員会でやっておられたことは、選挙管理委員の答弁に対して、その答弁内容を指示している。あるいは、もともと想定答弁に書いていたとしても、ここを読みなさい、あそこを読みなさい、そういったものも答弁の指示に当たるんじゃないですか、どうですか。

○議長（北 良晃君） 向井副市長。

○副市長（向井政彦君） 何度も同じことを申し上げて申しわけないですけれども、当初の答弁調整のとおり職務代理者は答弁しようと思っておられたんだと思いますが、そこで順番が違ったり暫時休憩が入ったりしたということで、どの部分かということ迷っておられたので、それは選挙管理委員会としての決定された内容でございますので、そこですよということを指示させていただいたということでございます。

○議長（北 良晃君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 迷っておられたから、たまたま横に座っていたから、そうやって耳打ちをする、指示をする、介入をするということが許されるということには、今の法律からいってもなっていない。そんなことで、公開の議場で副市長が選挙管理委員会委員長としての立場の答弁者に対して口を出すというようなことが認められるわけがない。世間の信頼はどうか。選挙管理に関しては、その公正性というのは極めて高度に要請されるものであります。それを、選挙の当事者は市長でありますけれども、副市長が選挙管理委員に耳打ちをしている、こういったものを堂々と市議会の議場でされていた、これは問題だというふうに思います。

権力分立を、先ほども市長がおっしゃいましたように、高度な中立性が選挙管理事務に、選挙管理に関する権限については要請されている、そういったものについて口出しをしている、耳打ちされている、介入、指示されているということは、これは非常に問題だと、越権行為だというふうに私は思います。繰り返し質問しても同じ答弁でございますので、これは今後、徹底的に公

正性に関する疑義については、我が会派としても追及をしていきたいというふうに考えております。

副市長はそのようにお答えになっておりますけれども、次に、選挙管理委員会委員長にお尋ねします。

さきの市長選挙に関して、市長や副市長などから選挙管理委員の権限にかかわる議会答弁に際して指示、介入を受けていることについて、選挙の公正性に対する国民、市民の信頼が揺らぐものと考えているかどうか、お聞きをいたします。

○議長（北 良晃君） 選挙管理委員会委員長につきましては、本日、午後の本会議へ出席要求しておりますので、その場で質疑、一般質問を行っていただくようお願いいたします。

三橋君。

○16番（三橋和史君） 通告しておりますし、代表質問で選挙管理委員会委員長に、重大な社会的関心が高い事項だからさせていただくということで、こちらに通告も受理されているんですけども。

議事進行の発言をいたします。

会議規則第51条第1項の規定により、適法に提出された発言通告書の内容に反して、地方自治法第121条第1項の規定により選挙管理委員会委員長に対して出席を要請されていないことについて、その法的根拠に関する説明を議長に求めます。法的根拠なき場合は、議長が不当に議員の質問内容に制限を加えるものであります。表現の自由を保障した日本国憲法第21条、地方自治法第121条第1項及び会議規則第62条に違反し、その措置は違憲違法でありますから、直ちに同委員長に出席要請されるよう求めます。（大西淳文議員「議長」と呼ぶ）

○議長（北 良晃君） 済みません、今、三橋君の代表質問です。

選挙管理委員会の委員長の出席については、代表質問の中ですけれども、議会運営等に関する申し合わせにより御承知いただくということで、一般質問でお願いするというお話させていただいております。通告につきましても、代表質問については招致していませんということで通告をさせていただいています。（大西淳文議員「議長」と呼ぶ）（三橋和史議員「議事進行の発言だから当てないと」と呼ぶ）

議事進行ですので、代表は三橋君で。（大西淳文議員「議長、ただいまの三橋議員の発言に賛成いたします。議事進行のため、選挙管理委員会委員長の出席を求めます」と呼ぶ）

先ほど申しあげましたように、議会運営等に関する申し合わせ等により御承知をいただきたいと思います。

次、三橋君、代表質問を続行してください。

○16番（三橋和史君） 選挙管理委員会委員長に質問するという通告を出してですよ、申し合わせが法律を超える根拠をおっしゃってください、そしたら。会派を代表して重要な質問をする、そういうことで通告をしているんです。それをなぜ呼ばないという権限が議長にあるんですか。地方自治法第121条第1項でこれは呼ばないといけないんじゃないですか。

○議長（北 良晃君） 議会運営等の申し合わせにより、御承知いただいていると思います。何回も言いますが、本日午後、出席要求しておりますので、その段階で質疑、一般質問を行ってください。

代表質問を続行してください。

三橋君。

○16番(三橋和史君) 議事進行に関する発言をいたします。

会議規則第58条に基づいて、先ほども申し上げましたけれども、選挙管理委員会委員長に出席要請されることを求めます。何度も申し上げますけれども、申し合わせが法律を超えて有効だということを強制されるということ、その根拠をおっしゃっていただかないと納得できない。代表質問が認められているんだから、それに対して質問を我々はさせてもらっている。答弁者がいなかったら、その質問内容に制限をかけているのと同じじゃないですか。

○議長(北良晃君) 何回も言いますけれども、議会運営等に関する申し合わせで御承知をいただきたいと思えますし、午後、委員長の出席要求をしておりますので、その時点で質問をお願いいたします。

代表質問を続行してください。

三橋君。

○16番(三橋和史君) 申しわけないですけれども、これ前例もあるんですよ。代表質問で選挙管理委員会委員長に質問をしている、これは前例もあるんですよ。何で日本維新の会の質問だけ、そうやって封じられないといけないのか、全く納得できない。

申しわけないですけれども、もう一度、申し合わせ事項が法律で議員の権能として認めている質問内容に制限を加えることができる、その法的根拠をおっしゃってください。代表質問でやる必要があると、我々会派として考えているんです。その質問に答えていただきたいです。(土田敏朗議員「暫時休憩したらどうや、暫時休憩」と呼ぶ)(松石聖一議員「休憩せんでもええやん」と呼ぶ)

○議長(北良晃君) ただ休憩したかて、この答えしか出ないです。(土田敏朗議員「それ納得せえへんもん、しゃあない」と呼ぶ) 動議でも何でもないので。(三橋和史議員「何でもないんじゃない、会議規則に基づく議事進行の発言じゃないですか」と呼ぶ)

議事進行ですね。議事進行ですので、申し上げていますように、議会運営等に関する申し合わせにより承知をいただきたい。そして、午後、選挙管理委員会の委員長をお呼びしておりますので、そこで質問してくださいということです。

議事進行いただきたいと思えます。代表質問を続行してください。

三橋君。

○16番(三橋和史君) 前例もありますのでね。なぜ日本維新の会の発言に対して、しかも選挙管理委員会委員長、非常に重大な疑義が、世間からある事項について、選管の委員長を議長の判断で勝手に呼ばない、代表質問を封じするようなことをされている、全く私は理解できませんし、会派を代表して抗議をいたします。前例もありますので、その点どのように説明をされるのか、全くわかりませんけれどもね。議事の都合により質問を続行いたしますけれども、この件については全く納得しておりませんので、今後、会派として抗議をさせていただきます。

市民の皆さんも、県民、国民の皆さんも、この議会は公開されておりますけれども、ここに重大な疑義として選挙管理委員会の権限に関して、副市長が選管の委員に対して介入、指示をしている、そういったことがあるんじゃないかというような質問です。市民、国民の関心は非常に高いと思えますので、この点を、その機会を奪う議会であってはならないと思えます。

議事の都合によって、質問、次に行きたいと思えます。

今回の出席要請の懈怠は、地方自治法第121条第1項等に明確に違反するものであって、同意をするものでは私たちはございません。本市議会において決して前例となり得るものではありません。

せん。質問が中断し、市民の負託に応えられない議会運営となったことの責任は極めて大きいものであるというふうに申し上げたいです。

そして、申し合わせという点ですけれども、我々の会派は、申し合わせに同意をしておりません。申し合わせておりません。議会運営委員会の会議録をしっかりと確認していただいて、その上で今後、議事進行を担っていただきたいと思うんです。

行政法の基礎に関する観点から、法律による行政の原理について、次にお尋ねをいたします。

法律による行政とは、言うまでもなく、法の支配とは同義ではありませんが、行政活動が恣意的に行われることを防止し、もって国民の権利及び自由を擁護することを目的とすることにあります。君主制において行政の権限を制限しようとする歴史的背景のもとで形成された議論でございますけれども、今日の行政活動の一般においても、重要な原理として採用されているものであることは論をまちません。地方自治においても、地方自治法によりまして、その趣旨が具現化されているところであります。

市長にお尋ねします。

奈良市政の運営に当たって、法律による行政の原理は遵守されていますか。

○議長（北 良晃君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 当然のことながら、法律の趣旨を踏まえて、法の範囲において適切に執行するということだと存じております。

○議長（北 良晃君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 私の質問は、奈良市政の運営に当たって、法律による行政の原理は遵守されていますかということをお尋ねしているので、もう一度答弁。

○議長（北 良晃君） 市長。

○市長（仲川元庸君） そうでなければならぬと考えております。

○議長（北 良晃君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 法律による行政の原理の主要な要素であります法律の留保については、侵害留保説や社会留保説など学説が分かれているところなんですけれども、行政手続法第2章に規定する申請に対する処分には、法令または条例による根拠が必要です。この点の認識も市長、お持ちですよ。

○議長（北 良晃君） 市長。

○市長（仲川元庸君） あくまで制度のたてつけはそうようになっております。

○議長（北 良晃君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 以上を踏まえまして、奈良市立保育所等の運営についてお尋ねします。

奈良市立朱雀幼稚園及び朱雀保育園は、平成30年度から朱雀こども園としての運営を予定されているそうですが、これに関して、一部の年齢の児童の入所について、利用希望の出願数が奈良市において定めた定員を超過するとして、入所者を選抜するための抽せんを行ってきたことが、私の調査により判明いたしました。この事実に関わりありませんか。

○議長（北 良晃君） 市長。

○市長（仲川元庸君） おっしゃるとおりだと思います。

○議長（北 良晃君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 抽せんは、奈良市または奈良市立幼稚園長が主体として行った行政行為ということで間違いありませんか。

- 議長（北 良晃君） 市長。
- 市長（仲川元庸君） そのとおりだと考えております。
- 議長（北 良晃君） 三橋君。
- 16番（三橋和史君） 利用希望者が抽せんに落ちると、入所ができない、または入所させることを約束することのできない補欠という法的地位に置かれるものと解釈されます。この点も間違いありませんでしょうか。
- 議長（北 良晃君） 市長。
- 市長（仲川元庸君） 済みません、もう一度御質問の趣旨をお願いできますでしょうか。
- 議長（北 良晃君） 三橋君。
- 16番（三橋和史君） 利用希望者が抽せんに落ちると、入所ができない、または入所させることを約束することのできない補欠という法的地位に置かれるものと解釈してよろしいのでしょうか。
- 議長（北 良晃君） 市長。
- 市長（仲川元庸君） おっしゃっているとおりです。
- 議長（北 良晃君） 三橋君。
- 16番（三橋和史君） 奈良市では、保育所等の設置運営は条例規定事項でありまして、それらの定員についても条例規定事項であります。この抽せんは、いずれの法的根拠によって行われたものなのでしょうか。適用法条を明確にしてお答えください。
- 議長（北 良晃君） 市長。
- 市長（仲川元庸君） 条例で定めているということではなくて、現実的に受け入れがどこまでできるだろうかという現場の現実可能性というところの中から、抽せんという方法がとられたというふうに認識をいたしております。
- 議長（北 良晃君） 三橋君。
- 16番（三橋和史君） 保育所等の設置運営、定員についても条例規定事項じゃないんですか。
- 議長（北 良晃君） 市長。
- 市長（仲川元庸君） おっしゃるとおりだと思います。
- 議長（北 良晃君） 三橋君。
- 16番（三橋和史君） じゃ、申請に対する処分、これを許可するか許可しないのか、あるいは補欠という法的地位に置くのか、処分性を持った行政行為として、奈良市または奈良市立幼稚園長が行ったということで間違いはないということで市長はおっしゃったんですよ。申請に対する処分も、これは法律に基づかないといけない、条例に基づかないといけないということを先ほど市長はおっしゃった。じゃ、この抽せんはいずれの法的根拠によって行われたものかということをお聞きしているんです。先ほどの答弁からいくと、適用法条がないとおかしいじゃないですか。
- 議長（北 良晃君） 市長。
- 市長（仲川元庸君） 現実問題としては仮に定員の100倍の申し込みがあった場合に、現実問題、法では定員が定められていても受け入れができないというようなことはあるかと思えます。
- 議長（北 良晃君） 三橋君。
- 16番（三橋和史君） 市長、質問に答えていただきたいんですけども、根拠条文をお尋ねしているんです。根拠条文はどの法律、あるいはどの条例の第何条なんですかね。
- 議長（北 良晃君） 市長。

○市長（仲川元庸君） ちょっと細かいところになりますので、担当の部長のほうから答弁させていただいてもよろしいでしょうか。（三橋和史議員「はい、構いません」と呼ぶ）

○議長（北 良晃君） 子ども未来部長。

○子ども未来部長（木綿延幸君） お答えさせていただきます。

本来ですと、本議会のほうに提案させていただいております朱雀のこども園の設置条例に基づくものでなければならぬと考えておりますが、今議会のほうの提案でございますので、園長につきましては朱雀こども園、いわゆる幼稚園認定の1号認定の抽せんでございますので、従前の幼稚園の設置条例に基づいて抽せんのほうをさせていただいたのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（北 良晃君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 申し合わせでは、市長、副市長、または企業局長、教育長が答弁することなんですから、こうやってあっさり部長の答弁を認めているじゃないですか。申し合わせがあっても、こうやって部長の答弁が必要だったらこのように認めるんだったら、日本維新の会の質問も認めるべき。そういう議事進行をしてください。

質問を続行いたしますけれども、部長がおっしゃったように、今議会に条例案が上程されている、こども園の条例改正案が上程されているということですが、言うまでもなく、いまだ施行されていないわけでありますから、法的根拠がないということであります。従前の幼稚園条例とか改正前の保育所条例とかは関係ありませんから、こども園として平成30年からやっていくことに関する抽せんを行っているんであって、法的根拠がないということによろしいかと思いませんけれども、どうなるのでしょうか。

○議長（北 良晃君） 子ども未来部長。

○子ども未来部長（木綿延幸君） 議員おっしゃるとおりであろうかと思えます。

ただ、公の施設でございますが、公の施設を設置する場合にどういう段階で議会の議決を求めべきかというところの議論も一つあるかと思えます。本来ですと、住民が利用できる施設になった上で条例を議会のほうに提案させていただくというのが本来であろうと思えます。例えば、備品類、あるいは調度類がきちっと整備された段階で、ただそうなってしまいますと、これにのっとり来年度の4月ということになってしまいますので、事前に申し込みを受けなければ4月からお入りいただくことができないわけですから、事前に今の時期となりましたけれども提案させていただいたものでございます。

○議長（北 良晃君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 行政上の必要性和許容性というのを全く理解されていないというふうに思えます。来年4月からこども園として開園するというのであれば、もっと早く条例提案をしないといけないですし、それができなかったからといって、平成30年4月に開園予定だという必要性をもって抽せんをやっていることにはならない。先ほど市長もおっしゃいましたけれども、抽せんというのは、抽せんをして入所を許可する処分につながる、あるいは補欠という法的地位に置くかどうか、これは処分性を持った行政行為でありますから、この点を法的根拠なく行っていたということになるんじゃないですか。

法律による行政という観点から重大な疑義が生じていると言わざるを得ません。法律による行政の原理、これから逸脱して、市民の権利義務を積極的であれ、消極的であれ、いずれにしてもこれを形成しようとする処分を行っているじゃないですか。市長の先ほどの答弁と矛盾しますよ。

法律による行政という原理、これに基づかなければいけないというのを認識されているというふうにおっしゃいましたけれども、それと矛盾する措置を行われているんじゃないですか。

○議長（北 良晃君） 市長。

○市長（仲川元庸君） あくまでも制度は原理原則論でございますので、現場の実態の中でどのように運営をしていくかということのそのはざままで、我々も住民にとっての最善の利益を実現するべく努力をさせていただいているところでございます。

○議長（北 良晃君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） いや、法律を無視して、あるいは条例を無視して現場の判断としてこういうことも必要なんだというのは、それは法の支配のこの法治国家において——法治国家と法の支配は直接的には関係ありませんけれども——この国でそれは通用しないということは冒頭で市長もお認めになったことかと思うんですけども、それに反する答弁を今されているんですけどもね。どうですか、法律による行政が、抽せんを条例も施行していない時点で実施している、これは著しい議会軽視じゃないんですか。

○議長（北 良晃君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 先般、別の件でも、保育所の定員の上限いっぱい受け入れができていないというような御指摘も頂戴したように記憶をいたしております。あくまでも我々は、法や条例等で設定した定員であったり、またその趣旨に沿った行政運営を行うということの大きな責任と義務がございます。

ただ一方で、例えば保育所不足のように、現実問題、現場を賄っていく中で生じる困難ということもございますので、一時的にそのような状況に陥るといことはあろうかと思えます。ただ一方で、本来定められている趣旨、目的や条例で定めている定員等については、極力それを実現するべく早期に解消する責任もあろうかと思えますので、それに向けて努力をさせていただいているところでございます。

○議長（北 良晃君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 今、定員の話をしているんじゃなくて、抽せんを法律あるいは条例の根拠なくされているということについて質問をしているんです。勝手に論点をすりかえないでください。

○議長（北 良晃君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 反問権を行使させていただいてもよろしいですか。（三橋和史議員「時計をとめていただかないと」と呼ぶ）

○議長（北 良晃君） 済みません、議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前10時54分 再開

○議長（北 良晃君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

○議長（北 良晃君） 三橋君、質問の趣旨確認という意味で、もう一度、同じ先ほどの質問をお願いできますか。

三橋君。

○16番（三橋和史君） 私が質問しているのは、定員に関して、条例定員を勝手に下回る形で行

政が受け入れを行っていなかったと、それは違法じゃないかということに従前から指摘してきたわけでありませけれども、今の質問は、抽せんを行ったこと自体が、まだ改正条例も施行されていない段階で抽せんを行って、ある一定の利用者については入園を許可します、あるいは一定の児童については入園をお約束できません、あるいは補欠という法的地位に置きますというような、抽せんを公権力の行使にかかわるとい行政行為に関してということをおっしゃったじゃないですか。それについて、申請に対する処分なんだから、これは法律の根拠が要る、法律による行政、この原理を適用すべきなんじゃないかと、ここから外れているんじゃないですかという質問をしたんです。御理解いただけましたか。

○議長（北 良晃君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 議員のおっしゃっている原則論ということについては、私も理解をさせていただいているつもりでございます。

その中で、今回の場合でありましたら、実際に定数に対して、定数を上回るお申し込みをいただくというような場合に、どのように利用調整をするかということのその権限が、何に基づくかということの御議論だと思っております。これは保育所の入所等についても同じかと思えますけれども、今後、どのような条例等での明文化をしていくべきかということについてはしっかりと考えさせていただいて、おっしゃるように、法に基づく支配という状況を回復できるように努力をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（北 良晃君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） そうしたら、抽せんを行った、改正条例がまだ施行されていない段階で抽せんを行ったということは、法律による行政の原理、これから逸脱していたということを認めた上で反省をされるということによろしいのでしょうか。

○議長（北 良晃君） 市長。

○市長（仲川元庸君） どこまで厳密にその制度との整合性をとるかという御議論かと思えますけれども、従来の制度の中では、明文化をした形では行っていなかったということでございます。これをよりよい形に是正をせよという御指摘については、しっかりと承りたいというふうに思います。

○議長（北 良晃君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） よりよいではなくて、そういう条例の根拠なしに住民の権利を制限し、あるいは義務を課するような行政行為、これは認められていないということは地方自治法にもはっきりと条文で書いておりますので、その点は今後、市長及び副市長だけでなく、今回、担当部局の職員においても、法律により行政を行うべき公務員として深く反省をさせていただいて、これは改善をしていただくべきだというふうに思います。

今後は、こういった同事例に当たっては、早期に条例改正手続を行った上で、改正条例が成立してから市民社会に適用するよう、当然のこととして求めておきますけれども、いかがですか。

○議長（北 良晃君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 先ほど、子ども未来部長が答弁申し上げましたように、特に幼保再編に伴う新たなこども園の設置ということについては、当然、既存の条例の一部を改正するという形になろうかと思えます。ですので、あくまでも手続のあり方ということでは、別途条例などを制定して、こういった場合にどういう形で利用調整をするのかということについては明記をしていくと。一方で、特に新設園、もしくは統廃合に伴う新たな園の設置については、やはりどのタイミ

ングで条例を上げていくのかということについては調整が必要かというふうに思っております。

○議長（北 良晃君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） どのように調整されるんですかね。抽せんをするということは、一般市民法秩序に関係する行政行為を市が行っているということに当たると思うんですけども、それを、権利を制限し義務を課すようなことは条例に基づかなければいけないというふうに地方自治法に書いているんですけども、それを厳格に当てはめて、抽せんを行う前にまず改正条例を成立させていくんだという手続をしていただくんだということによろしいのでしょうか。

○議長（北 良晃君） 市長。

○市長（仲川元庸君） ちょっといろんな論点があろうかと思いますが、そもそも、例えば来年の4月に新たな〇〇こども園というのが開園する、これの定員が仮に200名であると、その200名ということが確認ができないうちに募集行為をすること自体が法の支配に反するんだということであれば、相当早い段階でこの条例を設置していく必要がございますので、それについては現実問題としてどういう対応が可能なのかということについては、少し調整が必要かというふうに存じます。

○議長（北 良晃君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 法の支配は全く関係ありませんので、法律による行政という観点からの質問でございまして、法律によらずに抽せんを行うということが、じゃ、認められているというふうに市長はお考えなんですか。

○議長（北 良晃君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 幼保施設の入所については、今、非常に多くのお申し込みをいただいている状況でもございます。当然、待機児童が発生しているということについても、これは利用調整するということ、行政の実務の範囲の中で運用させていただいております。

一方で、抽せんというのは、ルールの明確化ということですね。利用者にとって、よりわかりやすく透明性の高い制度をしっかりとお示しするということが、行政の公開性ということを考えても重要だというふうに思いますので、これは規則等で、定員を超えた場合にはこういう形で利用調整をするということをしっかりとオープンにするということは、一つ改善策ではないかというふうに考えております。

○議長（北 良晃君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） そしたら、市長は、申請に対する処分、これは行政行為に当たるんですけども、これを条例によらず規則、あるいは行政内部の担当部署、あるいは市長が勝手にお決めになったルールに従えば、申請に対する処分をすることができるという法解釈をされているんですか。

○議長（北 良晃君） 市長。

○市長（仲川元庸君） ここは、私の理解では必ずこうでなければならぬということでもないようにも思いますので、法務の担当部局としっかりと調整をして、問題がないような形で対応させていただきたいというふうに思っております。

○議長（北 良晃君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 住民に権利を制限し、あるいは義務を課すような行為は、条例に基づかなければいけないというふうに書いておりますので、その点については、しっかりと当然のこととして、改正条例が成立してから一般市民法秩序に適用していただくよう求めておきます。

ちよつと時間がないんですけれども、質問の観点を変えます。

民間保育所等の保育士などの待遇水準が、前回、総務委員会におきまして人事課長がおっしゃっていましたが、公務員の保育士等の給与あるいは待遇水準が上がったことによって、民間保育所等の保育士などの待遇水準が相対的に低下するというような現象が起きているのではないかとこのように思います。この点の改善策、どのように奈良市として取り組みをされていますでしょうか。

○議長（北 良晃君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 御指摘のように、行政の保育士の処遇改善をすればするだけ、場合によっては民間からの人を奪ってしまうということの裏表の関係にあるという問題意識、我々も持っております。民間に対しては、職員給与の改善費の補助金を、ここ数年は毎年1,000円ずつ上げさせていただいております。決して十分ではないと認識しておりますけれども、全く手を打っていないということでもないということで御理解いただければと思います。

○議長（北 良晃君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 民間と公とで保育士の取り合いをしているような状況では、これは全く意味不明な政策になってしまいますので、その点を克服して改善策を行政としても取り組みをしっかりとされていくべきことを要望しておきます。

産業廃棄物処理施設付近の生活環境の保全について、また国民健康保険の県単位化について、新斎苑整備事業のずさんな実態についてということで質問を予定しておったんですけれども、選挙管理委員会の委員長も来られていなかったというようなこともありまして、議事進行にちよつと時間を要しまして、予定していた質問ができませんでした。

本当に市民の皆さんに大変申しわけなく思います。持ち時間が参りましたので、日本維新の会の代表質問を以上で終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（北 良晃君） 16番三橋君。

（16番 三橋和史君 登壇）

○16番（三橋和史君） 本日、二度目の質問をさせていただきます三橋でございます。

代表質問において予定していたものとは異なる内容ですが、選挙管理委員会委員長に一般質問、個人質問としてお尋ねをいたします。

公職の選挙において公正性が担保されることは民主主義の根幹をなすものであって、常にそれは社会的な正当な関心事であります。さきの奈良市長選挙においては、候補者により異議の申し出、審査の申し立てが行われたところでもあります。報道機関各社も、この事項については計9社が取材を重ね、7月以降11月までの期間に1日1回と数えまして計6回の報道を繰り返しており、社会的にも注目されているものであると考えます。

この事実を踏まえまして、本件について社会的関心が高いということを確認されているのかどうか、選挙管理委員会委員長にお聞きをいたします。

第1問目、壇上での質問といたします。

○議長（北 良晃君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（西久保武志君） 三橋議員の御質問に自席から答弁させていただきます。市民の関心は、マスコミを通じて関心があるというように考えます。

以上です。

○議長（北 良晃君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 私は今回も特定の候補者を応援する目的で質問をするわけではございません。あくまで選挙の公正性という社会共通の利益、専ら公益のために質問をするということをもまずは御理解いただきたいと思います。これを踏まえまして再びお尋ねをいたします。

公職選挙法第71条は、投票は、投票録及び開票録とあわせて、当該選挙に係る議員または長の在任期間、保存しなければならないとされていますが、この条文の趣旨はどのように解釈されていらっしゃるのでしょうか。

○議長（北 良晃君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（西久保武志君） 任期期間、保存するというのは、公職選挙法で決まっております。そういうことで、各選挙の任期期間中保管しております。

以上でございます。

○議長（北 良晃君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） その条文の趣旨をお尋ねしております。

○議長（北 良晃君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（西久保武志君） 厳重に保管せよという意味でございます。

○議長（北 良晃君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 公職選挙法第71条は、その趣旨は、やはり選挙の過程に疑義が生じた場合には投票用紙を再確認することができるように、投じられた票を保存することが規定されたものであると、そのような趣旨ではないのでしょうか。違いますでしょうか。

○議長（北 良晃君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（西久保武志君） はい、そのとおりでございます。

○議長（北 良晃君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） ありがとうございます。

行政というのは——選挙管理の事務に関しても行政でありますけれども——いずれも国民や市民の委任、負託を受けて事務を執行しているのでございまして、言うまでもなく説明責任を負います。今回の場合、当選の効力が有効であることを証明する責任は、言うまでもなく行政機関である選挙管理委員会が負っているわけでありまして、

投票箱を開いて確認する必要がないという理由を、これまで選挙管理委員会は適正、適法に執行されているからだというふうに述べられてきたところでございますけれども、それは説明責任を果たしていることにはならない。それはなぜかと言いますと、なぜかと聞かれて何でもと答えているのと同じでありまして、何ら説明責任を果たしていることにはならないというふうに思っております。

この点につきまして、選挙管理委員会委員長にお尋ねしたいのは、なぜ、この社会的関心が高いというふうに認識をされていて、そして、疑義が生じた場合は投票用紙を再確認することができるように保存することが規定されている、そのような法の趣旨だということまでしっかりと理解されているにもかかわらず、なぜ投票箱を開いて確認し直さないのかお聞きいたします。

○議長（北 良晃君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（西久保武志君） お答えをいたします。

適正、公正に選挙を執行いたしましたので、特に選挙の当選の効力に異動を及ぼすような影響

やおそれはありませんので、開く必要はないということに決定いたしております。

○議長（北 良晃君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） ですので、適正、適法に執行されているからだと言ったところで、その説明責任を果たそうと思えば、保存している投票箱を開き直して、投票用紙を一つ一つ確認し直す、そういったことが求められるのであって、適正、適法に執行されているからだという説明は何ら説明責任を果たしているものではないというふうに思うんですけれども、その点はもう一度いかがでしょうか。

○議長（北 良晃君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（西久保武志君） 投票箱を再点検せよという理由でございますけれども、1つは、有効投票、無効投票を改めて点検せよと。それから、2つ目には、有効投票の内容を知りたいということでございますが、有効、無効の判断につきましては、何の異議もなく点検、確認がされ、選挙長が決定しているものでございます。また、有効投票の内訳につきましても、御承知のように、無効投票につきましては公職選挙法でその規定がございますが、有効投票の内訳について何ら規定もございませんし、表示しないことになっております。

以上でございましたので、再点検の必要はないという決定をさせていただきました。

○議長（北 良晃君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 何の規定も公職選挙法にないとおっしゃるんですけれども、先ほど公職選挙法第71条は、その趣旨は、選挙の過程に疑義が生じた場合は投票用紙を再確認することができるよう、投じられた票を保存することが規定された条文であるというふうに、委員長、それに同意されたんでありますけれども、この条文の趣旨から、選挙管理委員会の決定によっても投票箱を開いて確認し直す。これだけ社会的関心が高いということでございますし、条文の趣旨は先ほど申し上げましたとおりでありますので、そういった意味で確認し直すことが、より公正性の担保、あるいは国民、市民の信頼に応える選挙管理の事務、これに資するものだというふうに私は考えるんですけれども。

開かない開かない、適正、適法に執行されているからだというふうに繰り返して、その投票箱を開けるということを拒んで拒み続けるほど、選挙に対する公正性、国民、市民からの信頼が揺らぎ続けるというふうに私は思いますが、その点いかがですか。

○議長（北 良晃君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（西久保武志君） 御承知のように、投票箱の再点検につきましては、先ほどの議員の趣旨にありますように、訴訟あるいは県の命令等で再点検する場合がございます。また、奈良市の選管につきましては、先ほど申し上げたとおり、そういう内容の再点検の必要はないということを決断させていただいておりますので、開く必要はないということでございます。

現行の選挙制度というのは、そうした不服があった場合には、普通の行政行為とは異なりまして、特段の取り扱いがなされておまして、行政不服審査法とは別に、公職選挙法で異議申し出の手続が制度化されております。

現在、今回の選挙につきましては、奈良県の選挙管理委員会で審査されておるわけでございますので、これ以上、答弁は差し控えたいと思います。

以上です。

○議長（北 良晃君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 行政不服審査法と公職選挙法の適用条文とか、それは熟知しているんで

すけれども、奈良市の選挙管理委員会として、まずは決定している。だから問題ないんだということをおっしゃられても、それが説明責任を果たしていることにならないと思うんですよ。手元に証明するための証拠となる投票用紙が今現在保存されているんだとしたら、コストもそんなにかけず、選挙に対する公正性、また国民、市民からの信頼回復に資するものだというふうに、投票箱を開き直して確認し直すことが資するものだというふうに私は思うんですけれども、投票箱を開いて確認し直すことについて、一体誰が困るのか、何の支障があるのか、その点はいかがですか。

○議長（北 良晃君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（西久保武志君） 繰り返しになりますが、適法、適正に選挙、開票が執行されておりましたので、開く必要はないというように判断をいたしております。

○議長（北 良晃君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 私、質問した内容は、投票箱をもし開いて確認し直した場合に何の支障があるのか、誰が困るのかということをお尋ねしているんです。

これ、私考えたところ、投票箱を開き直して確認することは、そんなにコストもかからない。そして、選挙に対する公正性、国民、市民からの信頼、これが向上するというふうに思います。それを拒めば拒むほどに、その信頼が揺らぐんだというふうに私は思います。

その点を踏まえてなんですけれども、何の支障があるのか、誰が困るのかという点、お答えいただけますか。

○議長（北 良晃君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（西久保武志君） 繰り返しになりますが、開票作業は適正、適法に決定をしております。どの候補者に投票をしたか、また完全明確に判断できる票と完全な白票以外は、疑問票として調査係において明らかにし、また無効分類以外は同一のパターンで票を集めて、公職選挙法第67条に基づき、開票立会人の意見を聞いた上、選挙長、開票管理者が決定しております。

以上でございます。

○議長（北 良晃君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 繰り返し質問しても同じような答弁でございますので。

行政というのは、言うまでもなく説明責任を負っていると。その説明責任を果たそうと思えば、やはり根拠ある資料を国民、市民に示した上で行わないと、その説明責任を果たしたことというふうにはならないと思います。今回の場合でしたら、投票箱を手元に保管するその趣旨は、選挙の過程に疑義が生じた場合に再確認することができるようにということでございますので、そういったものを本当に、この国の民主主義の根幹をなす選挙の公正性の担保に資するために、適切な御判断をこれからも求めていくつもりでございます。

以上で私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。